

## 通 知 書

被通知人

山梨県甲斐市玉川 1 8 番地  
有限会社神世界  
代表取締役 日原易子 殿

被通知人

東京都千代田区平河町 2 - 7 - 5  
砂防会館本館 4 階  
上記有限会社神世界代理人  
弁護士 鈴木秀男 殿

平成 2 0 年 8 月 1 日

別紙通知人ら代理人

神世界被害対策弁護団

弁護団長	弁護士	紀 藤 正 樹
顧問	弁護士	山 口 広
副団長	弁護士	飯 田 正 剛
同	弁護士	渡 辺 博
同	弁護士	野 村 修 一

東京都千代田区麹町 4 丁目 7 番地 8  
地引第 2 ビル 4 0 7 号

リンク総合法律事務所

TEL 03 ( 3 5 1 5 ) 6 6 8 1

FAX 03 ( 3 5 1 5 ) 6 6 8 2

連絡担当

事務局長 弁護士 荻 上 守 生

前略 当弁護団は、有限会社神世界及び有限会社神世界関連団体（以下、関連団体を含め「神世界」とします。）に対し、本日までに、被害者 4 8 名、被害総額 1 億 2 2 7 7 万 1 5 7 8 円の損害賠償請求をいたしました（平成 2 0 年 2 月 2 6 日付通知書に係る請求（以下「第 1 次請求」とします。）につき 5 6 8 0 万 9 1 0 8 円、平成 2 0 年 4 月 1 5 日付通知書に係る請求（以下「第 2 次請求」とします。）につき 6 5

96万2470円)が、さらに、本通知書において、同じく神世界の被害者である別紙被害一覧表記載の通知人19名について、代理人として以下のとおり通知します。

神世界は、真実は、多数の一般市民から金銭を搾取し、神世界が組織的に行っている資金獲得活動を目的としているにもかかわらず、殊更にこれを秘し、「サロン」「ヒーリング」などを行っていると称して一般市民を勧誘し、通知人らに対し、悩みや問題点を言葉巧みに聞き出し、その原因が、体に貯まっている毒素によるものである、あるいは、先祖の因縁である、御霊光によって病気がよくなる、などと何ら根拠のない虚偽の事実を断定的に申し述べて殊更に通知人らの不安感・恐怖感を煽り、悩みや問題点を解決するためには、神世界からライセンス等の物品を購入したり、御祈願代などの名目で金銭を支払わなければいけないと畏怖・誤信させ、畏怖・誤信した通知人らに対し、別紙被害一覧表のとおり、様々な名目で多額の金銭を支払わせました。

神世界のこれらの行為は、詐欺、脅迫にあたるだけでなく、金銭収奪目的で、真の目的を秘して勧誘し、虚偽の事実を断定的に申し述べて通知人らの不安感・恐怖感を殊更に煽り、畏怖・誤信させた上で、多額の金銭を支払わせているものであり、社会的相当性を逸脱する不法行為にあたることは明らかです。

したがって、通知人らは、被通知人らに対し、不法行為に基づく損害賠償又は不当利得として、別紙被害一覧表記載の計5600万7865円の支払いを求めますので、同金員を、本年8月15日までに下記口座宛にお支払いください。なお、各被害者の請求金額の内訳は、それぞれ別紙損害一覧表記載のとおりです。

#### 記

銀行名  
番 号  
口座名

また、調査の結果、第1次請求について、未請求の損害があったことが判明しましたので、別紙請求拡張表記載のとおり、本通知書をもって同請求に係る請求額を5680万9108円から5989万2078円に拡張します。第1次請求、第2次請求の請求額は未だ支払われておりませんので、上記口座宛に早急にお支払いください。

上記期限内に支払いがない場合、若しくは話し合いを含めた誠意ある回答をいただけない場合には、神世界及び神世界の役員等に対する民事訴訟の提起、刑事告訴等の法的な手続きに着手させていただきます。民事訴訟を提起する際には、遅延損害金(不法行為時より年5%)、慰謝料、弁護士費用相当損害金を上乘せして請求することになりますので、ご承知おき下さい。

なお、今後は、通知人らへの支払方法を含めた解決に向けてのご意向等のご連絡

は、全て当弁護団を通じて行うようお願い致します。通知人ら本人への直接のご連絡は固くお断り致します。

以 上

(別紙)

## 被害一覧表

番号	氏名	居住地	被害時期	通っていたサロン	系列	被害額
49	■■■■	愛知	平成19年8月～ 平成19年12月	恵比寿サロン、名古屋サロン	みろく	¥620,910
50	■■■■■	東京	平成18年11月～ 平成19年12月	銀座サロン、品川サロン	えんとらんすアカサカ	¥1,780,250
51	■■■■■	埼玉	平成17年2月～ 平成19年11月	びびっととうきょう大宮サロン	びびっととうきょう	¥616,410
52	■■■■■	大阪	平成18年4月～ 平成18年10月	プレスト大阪、京都サロン	えんとらんすアカサカ	¥1,790,500
53	■■■■■	神奈川	平成16年5月～ 平成19年1月	深沢サロン、多摩センターサロン	びびっととうきょう	¥7,503,600
54	■■■■■	大阪	平成18年8月～ 平成19年12月	梅田サロン	みろく	¥1,574,800
55	■■■■■	愛知	平成18年9月～ 平成20年1月	ナゴヤさろん	みろく	¥4,000,850
56	■■■■■	京都	平成18年2月～ 平成18年10月	京都府、大阪府内のサロン		¥415,000
57	■■■■■	京都	平成18年2月～ 平成18年9月	京都サロン	みろく	¥847,500
58	■■■■■	山梨	平成17年10月～ 平成19年3月	石和サロン、竜王サロン	びびっととうきょう	¥5,592,000
59	■■■■■	山梨	平成17年6月～ 平成17年8月	えんとらんすアカサカ本部	えんとらんすアカサカ	¥535,075
60	■■■■■	東京	平成16年4月～ 平成19年12月		えんとらんすアカサカ、えんとらんすスリー・トゥー・ワン	¥3,040,500
61	■■■■■	大阪	平成18年5月～ 平成19年2月	神戸サロン	えんとらんすスリー・トゥー・ワン	¥2,586,000
62	■■■■■	長野	平成19年6月～ 平成19年12月	びびっととうきょう伊那サロン、深沢サロン、とうるうす諏訪サロン他	びびっととうきょう他	¥5,181,500
63	■■■■	北海道	平成17年5月～ 平成19年11月	札幌サロン	えんとらんすアカサカ	¥1,502,170
64	■■■■	東京	平成19年1月～ 平成19年12月	東京サロン	えんとらんすアカサカ	¥203,000
65	■■■■■	北海道	平成15年6月～ 平成19年12月	六本木サロン、あどぼんす札幌	えんとらんすアカサカ	¥10,726,000
66	■■■■■	千葉	平成17年6月～ 平成18年12月	北千住サロン	びびっととうきょう	¥1,345,500
67	■■■■■	長野	平成14年1月～ 平成19年12月	ルピナスあがた、陽 松本店	えんとらんすスリー・トゥー・ワン	¥6,146,300

合 計	請求人数	請求金額
	19人	¥56,007,865

\* 通知人の番号は、第1次請求事件の通知人らからの通し番号である。